

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		建築物のエネルギー消費性能に係る認定
根拠法令及び条項		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
審査基準	関係条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第3号 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第30条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第7条 新座市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則
	基準 (未設定の場合はその理由)	根拠法令及び関係条項による審査基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成28年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(前例事務処理がないため)
標準処理期間	設定等年月日	平成28年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)